

経理部門の基本有用情報

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 消費税の95%ルールの改正に伴う実務上の事前対応

2012年4月1日以降適用される消費税の95%ルールの改正は実務家に与える影響が大きいことから、改めて消費税の会計処理の理解及び十分な事前準備をしておく必要があります。

1. 改正の概要

消費税の納付税額は「課税売上に係る消費税額－課税仕入等に係る消費税額」です。

①2012年4月1日以後開始する課税期間において、

②その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）を超えているときは、

課税売上割合にかかわらず、課税仕入等に係る消費税額の全額を控除する規定が適用できず、個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入控除税額（控除する消費税額）を算出することとなります。

※課税売上割合＝（課税売上高＋免税売上高）／（課税売上高＋免税売上高＋非課税売上高）

2. 個別対応方式

課税仕入の時点で消費税額をつぎの①～③に区分し、仕入控除税額を計算します。

仕入控除税額＝①＋③×課税売上割合

① 課税売上にのみ要する課税仕入等に係る消費税額

（課税製品・商品に係る製造原価や仕入高、倉庫料、運送費、広告宣伝費など）

② 非課税売上にのみ要する課税仕入等に係る消費税額

（更地の譲渡や住宅の賃貸に係る仲介手数料、有価証券の売買手数料など）

③ 課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係る消費税額

（①や②に該当しない福利厚生費、通信費、交際費等の一般管理費など）

3. 一括比例配分方式

課税仕入等に係る消費税額を①～③に区分することなく、仕入控除税額を計算します。

仕入控除税額＝①～③の合計額×課税売上割合

※一括比例配分方式を適用する場合には、2年以上継続して適用しなければなりません。

4. 改正適用課税期間の開始前までに完了しておくべき事前対応

実務家として事前に準備しておくべきことは、つぎのとおりです。

①個別対応方式が有利か、一括比例配分方式が有利か試算する

②個別対応方式を適用する場合、経理担当者ほか会計処理にかかわる全員に区分方法を理解させ、必要に応じ勉強会やマニュアルの作成（更新）などを実施する

③会計システムにより会計処理を行っている場合には、当該システムが個別対応方式による入力及び計算に対応しているか確認する

これらの対応が困難である場合、一括比例配分方式を適用せざるを得ないケースも考えられます。

お見逃しなく！

各課税期間の個別対応方式・一括比例配分方式による仕入控除税額があまり変わらない場合においても、翌課税期間以後に土地や有価証券の売却など多額の非課税売上が生ずる見込があるときは、個別対応方式の検討が必要です。